

令和7年度 公文書開示（4月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 4. 1	R7. 4. 11	・令和6年4月1日付建築工事積算標準単価表 ・令和6年4月1日付機械設備工事積算標準単価表 ・令和6年4月1日付電気設備工事積算標準単価表 ・令和6年4月1日付建築工事積算標準単価（一次単価） ・令和6年4月1日付機械設備工事積算標準単価（一次単価） ・令和6年4月1日付電気設備工事積算標準単価（一次単価） ・令和6年4月1日付建築工事積算標準単価（歩掛） ・令和6年4月1日付機械設備工事積算標準単価（歩掛） ・令和6年4月1日付電気設備工事積算標準単価（歩掛）	11,015	1															財務局建築保全部技術管理課
2	R7. 4. 3	R7. 4. 11	建築工事積算標準単価表(令和6年4月1日付)	172	1															財務局建築保全部技術管理課
3	R7. 4. 1	R7. 4. 14	令和7年度定期購読図書類の年間登録一覧表	9	1															財務局経理部総務課
4	R7. 4. 3	R7. 4. 14	東京都が発注する委託契約において再委託を禁じる「業務の主たる部分」の判断にあたって、その基準や判断事例等を示した文書（内規や事務連絡等を含む）。					1											請求に係る公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しないため。	財務局経理部総務課
5	R7. 4. 8	R7. 4. 15	建築工事積算標準単価表（令和6年4月1日付） 電気設備工事積算標準単価表（令和6年4月1日付） 機械設備工事積算標準単価表（令和6年4月1日付）	804	1															財務局建築保全部技術管理課
6	R7. 4. 8	R7. 4. 11	・令和6年4月1日付建築工事積算標準単価表 ・令和6年4月1日付機械設備工事積算標準単価表 ・令和6年4月1日付電気設備工事積算標準単価表	804	1															財務局建築保全部技術管理課
7	R7. 4. 9	R7. 4. 17	建築工事積算標準単価表（歩掛）（令和6年4月1日付） 建築工事積算標準単価表（一次単価）（令和6年4月1日付） 電気設備工事積算標準単価表（歩掛）（令和6年4月1日付） 電気設備工事積算標準単価表（一次単価）（令和6年4月1日付） 機械設備工事積算標準単価表（歩掛）（令和6年4月1日付） 機械設備工事積算標準単価表（一次単価）（令和6年4月1日付）	10,301	1															財務局建築保全部技術管理課
8	R7. 4. 11	R7. 4. 14	・令和6年4月1日付建築工事積算標準単価（歩掛） ・令和6年4月1日付機械設備工事積算標準単価（歩掛） ・令和6年4月1日付電気設備工事積算標準単価（歩掛）	9,771	1															財務局建築保全部技術管理課
9	R7. 4. 11	R7. 4. 17	令和6年4月 建築工事積算標準単価表 令和6年4月 建築工事積算標準単価（一次単価） 令和6年4月 建築工事積算標準単価（歩掛） 令和6年4月 電気設備工事積算標準単価表 令和6年4月 電気設備工事積算標準単価（一次単価） 令和6年4月 電気設備工事積算標準単価（歩掛） 令和6年4月 機械設備工事積算標準単価表 令和6年4月 機械設備工事積算標準単価（一次単価） 令和6年4月 機械設備工事積算標準単価（歩掛）	11,015	1															財務局建築保全部技術管理課
10	R7. 4. 14	R7. 4. 24	・令和6年4月1日付建築工事積算標準単価（歩掛） ・令和6年4月1日付機械設備工事積算標準単価（歩掛） ・令和6年4月1日付電気設備工事積算標準単価（歩掛）	9,771	1															財務局建築保全部技術管理課
11	R7. 4. 16	R7. 4. 21	・令和5年12月から令和6年4月までの建築工事積算標準単価表 ・令和5年12月から令和6年4月までの機械設備工事積算標準単価表 ・令和5年12月から令和6年4月までの電気設備工事積算標準単価表	1,668	1															財務局建築保全部技術管理課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜(根拠規定)条例7条＞
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。